

### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 大学の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①: 大学の目的(学部, 学科又は課程の目的を含む。)が, 明確に定められ, その目的が, 学校教育法第 83 条に規定された, 大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

##### 【観点到係る状況】

本学は, 大学におけるすべての活動の基本理念を, 広島大学学則(資料 1-1-①-A)に定めている。この理念に基づいて, 大学の教育研究上の目的を広島大学通則(資料 1-1-①-B)に規定している。各学部は, この通則を受け, それぞれの特質に応じた教育研究目的を細則に定めている(別添資料Ⅱ-8)。

さらに, 国立大学法人広島大学の中期目標に示されている「1 教育に関する目標」(資料 1-1-①-C)を踏まえ, それを実現するための「1 教育に関する目標を達成するための措置」として中期計画を策定している(資料 1-1-①-D)。

なお, 本学の運営方針を構成員全員が理解し, 共通認識を持つことをねらいとして, 本学が「未来社会に貢献し, 発展を続ける大学」であるために, 平成 23 年までに取り組むべき行動計画として「広島大学アクションプラン 2007」を平成 19 年度に策定・公表し, その内容の見直しを行い「広島大学アクションプラン 2008」も公表している(別添資料 1-1-①-1, 2)。さらに, 今後 10 年から 15 年後の広島大学像を描き出し, 目指すべき方向を提示した「広島大学の長期ビジョン」を平成 21 年に公表している(別添資料 1-1-①-3)。

#### 資料 1-1-①-A 理念

(理念)

第 4 条 本学は, 「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し, 次に掲げる理念に基づき, 未来を担う有能な人材を養成するとともに学術を継承・発展させ, もって地域社会及び国際社会の発展に貢献するものとする。

- (1) 平和を希求する精神
- (2) 新たな知の創造
- (3) 豊かな人間性を培う教育
- (4) 地域社会・国際社会との共存
- (5) 絶えざる自己変革

(出典: 広島大学学則)

#### 資料 1-1-①-B 教育研究上の目的

(教育研究上の目的)

第 2 条の 2 学部は, 本学の理念に立脚し, それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに, その目標を達成するための教育研究を通じて, 基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

2 学部, 学科, 類等ごとの教育研究上の目的については, 各学部細則で定める。

(出典: 広島大学通則)

#### 資料 1-1-①-C 教育に関する目標

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

理念 5 原則の第一に掲げる「平和を希求する精神」を踏まえ, 教育研究等の質の向上を図る。

1 教育に関する目標

「豊かな人間性を培う教育」を理念に掲げ, 教育目的と卒業生像・修了生像を明確にし, 到達目標型教育による教育的向上を図る。

(出典: 国立大学法人広島大学中期目標)

### 資料1-1-①-D 教育に関する目標を達成するための措置

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置  
各専門分野の教育の到達目標を全学的視野で設定し、到達度を定量的に評価する。継続的な到達度測定を実施し、カリキュラムや教育内容の改革・改善を図る。

(出典：国立大学法人広島大学中期計画)

- 参照資料 : 別添資料1-1-①-1 広島大学アクションプラン 2007  
別添資料1-1-①-2 広島大学アクションプラン 2008  
別添資料1-1-①-3 広島大学の長期ビジョン  
別添資料II-8 学部・学科等の教育研究上の目的

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動の基本理念を広島大学学則に、教育研究上の目的を広島大学通則に明確に定めている。これらを踏まえて、各学部の特質に応じた教育研究上の目的をそれぞれの細則に明確に定めており、いずれも本学の特徴を踏まえ、大学一般に求められる目的に沿ったものとなっている。

以上により、大学の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものではない。

**観点1-1-②：** 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

#### 【観点到に係る状況】

本学は、大学におけるすべての活動の基本理念を、広島大学学則（前掲資料1-1-①-A）に定めている。この理念に基づいて、大学院の教育研究上の目的を広島大学大学院規則（資料1-1-②-A）に定めている。各研究科（専門職学位課程である法務研究科を含む）は、この規定を受け、それぞれの特質に応じた教育研究目的を細則に定めている（別添資料II-9）。さらに、観点1-1-①に記載した趣旨に基づいて、中期目標（前掲資料1-1-①-C）、中期計画（前掲資料1-1-①-D）を策定し、併せて、「広島大学アクションプラン2007」、「広島大学アクションプラン2008」も公表している（別添資料1-1-①-1, 2）。さらに、今後10年から15年後の広島大学像を描き出し、目指すべき方向を提示した「広島大学の長期ビジョン」を平成21年に公表している（別添資料1-1-①-3）。

### 資料1-1-②-A 本学大学院の目的

（本学大学院の目的）

第2条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(出典：広島大学大学院規則)

- 参照資料 : 別添資料1-1-①-1 広島大学アクションプラン 2007  
別添資料1-1-①-2 広島大学アクションプラン 2008  
別添資料1-1-①-3 広島大学の長期ビジョン  
別添資料II-9 研究科・専攻等の教育研究上の目的

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動の基本理念を広島大学学則に、教育研究上の目的を広島大学大学院規則に明確に定めている。これらを踏まえて、各研究科（専門職学位課程である法務研究科を含む）の特質に応じた教育研究上の目的をそれぞれの細則に明確に定めており、いずれも本学の特徴を踏まえ、大学院一般に求められる目的に沿ったものとなっている。

以上により、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものではない。

**観点 1-2-①： 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。**

【観点到係る状況】

本学の基本理念、学部・研究科の教育研究目的を含めた広島大学学則、広島大学通則及び広島大学大学院規則等を掲載した「広島大学規則集」、広島大学中期目標、広島大学中期計画を本学ウェブページに掲載し、構成員及び広く社会に公開している（資料 1-2-①-A）。特に構成員への周知としては、平成 19 年度から新たに創刊した教職員向け広報誌「広大通信」に掲載し、配布している。

また、新生には、学部別で実施している「教養教育ガイダンス」において説明するとともに、本学の基本理念等を記載した「学生便覧」を配布して周知している（別添資料 1-2-①-1）。

教員には「学生便覧」を、新任職員には「新採用職員研修」で当該資料を配布し、周知を図っている（別添資料 1-2-①-2）。

これに加えて、本学の基本理念、目的等を掲載した「大学案内」等を、本学への進学希望者や高等学校教諭を対象とした入試説明会、各地で行う大学説明会、本学志願者向けに行うオープンキャンパス等で配布している（別添資料 1-2-①-3）。

**資料 1-2-①-A 基本理念・目的等のウェブページ上での公表状況**

|            |   |
|------------|---|
| 広島大学基本理念   | <a href="http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/intro/rinen/index.html">http://www.hiroshima-u.ac.jp/top/intro/rinen/index.html</a>   |
| 広島大学規則集    | <a href="http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/">http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/</a>   |
| 広島大学中期目標   | <a href="http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_4991e3.html">http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_4991e3.html</a>   |
| 広島大学中期計画   | <a href="http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_9fd091.html">http://www.hiroshima-u.ac.jp/joho/kohyo/p_9fd091.html</a>   |
| 広大通信（学内限定） | <a href="https://commu.office.hiroshima-u.ac.jp/aqua/a48de7f7-8da7-4dcd-8da6-98301cb36bb2/view">https://commu.office.hiroshima-u.ac.jp/aqua/a48de7f7-8da7-4dcd-8da6-98301cb36bb2/view</a> |

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 参照資料 | 別添資料 1-2-①-1 教養教育ガイダンス説明用資料           |
|      | 別添資料 1-2-①-2 平成 21 年度 広島大学新採用者基礎研修日程表 |
|      | 別添資料 1-2-①-3 大学案内「広島大学で何が学べるか」        |
|      | 別添資料 学生便覧                             |

【分析結果とその根拠理由】

本学の基本理念や目的は、学生便覧、当該資料の配布や本学ウェブページ等により、学生及び教職員に周知を図っている。

また、本学ウェブページ、各種案内パンフレットにより社会に向けて広く公表している。

以上により、目的を、大学の構成員（教職員及び学生）に周知しているとともに、社会に広く公表している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- 広島大学の運営方針を構成員全員が理解し、共通認識を持つことをねらいとして、広島大学が「未来社会に貢献し、発展を続ける大学」であるために、平成23年までに取り組むべき行動計画として「広島大学アクションプラン2007」を平成19年度に策定・公表し、その内容の見直しを行い「広島大学アクションプラン2008」を公表している。

### 【改善を要する点】

- 該当なし

## (3) 基準 1 の自己評価の概要

教育研究活動の基本理念を広島大学学則に、学校教育法の主旨に沿った大学及び大学院の教育研究上の目的を広島大学通則及び広島大学大学院規則にそれぞれ明確に定めている。これらを踏まえて、各学部及び研究科の特質に応じた教育研究上の目的をそれぞれの細則に明確に定めている。

さらに、これらの達成のために、具体的な中期目標・中期計画を定め、それらを含めた行動計画として「広島大学アクションプラン2008」も公表している。

また、本学の基本理念や目的は、学生便覧、当該資料の配布、さらに研修や本学ウェブページ等により、学生及び教職員に周知を図っている。また、本学ウェブページ、各種案内パンフレットにより社会に向けて広く公表している。